

忠類診療所の施設基準等にかかる掲示について

【個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書】

- ・医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。
- ・公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。
- ・明細書には薬剤や検査等の名称が記載されますので、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

【外来感染対策向上加算・発熱患者等対応加算】

- ・院内感染管理者である所長が中心となり従業者全員で院内感染対策に取り組んでいます。
- ・受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者様の受入れを行うために必要な感染防止対策として、空間的・時間的分離により発熱患者等の動線を分ける等の対応を行う体制を有しています。
- ・抗菌薬については厚生労働省の「抗微生物薬適正使用の手引き」に則り、適正に使用しています。
- ・感染症から回復した患者様の罹患後症状が持続している場合に、必要に応じて専門医への紹介が可能な連携体制を有しています。

【生活習慣病管理料Ⅱ】

- ・「糖尿病」「脂質異常症」「高血圧」で通院されている一部の患者様には、これまでの「特定疾患療養管理料」に変わり、「生活習慣病管理料」として算定いたします。
- ・「生活習慣病管理料」は疾病の重症化予防のため療養計画書を基に医師や専門職が総合的治療管理を行うこととなり、「療養計画書」を作成後、ご本人の同意(署名)が必要となります。

【医療情報取得加算】

- ・マイナンバーカードを健康保険証として使用できるオンライン資格確認を行っております。

・オンライン資格確認システムを利用し、患者様が同意すれば、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療することができます。

【一般名称での処方・後発医薬品使用推進】

・後発医薬品があるお薬につきましては、医薬品の供給状況等を踏まえつつ、ご説明のうえ一般名（有効成分名）で処方することを推進しています。

（国の政策として推進されております。ご理解ご協力をお願いいたします。）

・医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画の見直し等の適切な対応ができる体制を整備しております。

・なお、令和6年10月より長期収載品について「医療上の必要性があると認められない場合」（患者さまの希望による処方の場合）には、「選定療養が適用される」ことをご理解ください。（厚労省の定めた医薬品について、薬価差の一部（1/4）が自己負担となります）

【電子的診療情報連携体制整備加算】

・当診療所では、オンライン請求を行っております。

・マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛けや院内掲示にて周知しております。

・オンライン資格確認により診療・薬剤情報・特定検診情報・その他必要な診療情報を取得し実際に診療に活用可能な体制を整備しており、電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービス（準備中）を導入し、質の高い医療を提供するため医療DXに対応する体制を確保しています。

※電子処方箋について

・お薬の供給が不安定なことや電子処方箋に対応していない薬局もあることを考慮し、当診療所では、通常「電子処方箋対応の引換番号付き紙処方箋」を発行しています。

（患者様がお薬をもらうまでの流れに変更はありません）

・「電子処方箋」を希望される方には「処方内容（控え）」をお渡ししますが、電子処方箋対応薬局以外での受け取りはできませんのでご注意ください。